

日 薬 情 発 第 174 号
令 和 8 年 1 月 30 日

都道府県薬剤師会 会長殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

医薬品・医療機器等の回収情報の提供方法について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

今般、医療機関等の情報システムにおける回収情報の活用に係る利便性向上のため、回収に係るPMDAのウェブサイト及び関連システムの改修を行い、商品コード（GTIN：Global Trade Item Number。以下「GTIN」という。）を掲載内容に追加するとともに、GTINを含む回収情報をCSV形式で提供することが可能となったとのことです。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○参考 回収情報を掲載している PMDA ウェブサイト URL

PMDA ホームページ > 安全対策業務 > 情報提供業務

(1) 医薬品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/calling-attention/recall-info/0002.html>

(2) 体外診断用医薬品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/ivd/0003.html>

(3) 医薬部外品及び化粧品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/qdrugs-cosmetics/0002.html>

(4) 医療機器

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/devices/0054.html>

(5) 再生医療等製品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/ctp/0011.html>

医薬監麻発 0128 第2号
令和8年1月28日

公益社団法人日本薬剤師会長 殿

厚生労働省 医薬局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品・医療機器等の回収情報の提供方法について

平素より厚生労働行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品・医療機器等」という。）の回収の情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）のウェブサイト上に掲載し、広く周知を図っているところです。

今般、医療機関等の情報システムにおける回収情報の活用に係る利便性向上のため、回収に係る PMDA のウェブサイト及び関連システムの改修を行い、商品コード（GTIN：Global Trade Item Number。以下「GTIN」という。）を掲載内容に追加するとともに、GTIN を含む回収情報を CSV 形式で提供することが可能となりました。

つきましては、PMDA ウェブサイトの主な改修内容は下記のとおりですので、内容について御了知の上、貴会会員に対して御周知くださいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 医薬品・医療機器等の回収の情報について、GTIN 及び対応するロット番号等の情報を CSV 形式で出力することを可能としたこと。
- 2 1 の新機能は令和8年1月28日から PMDA ウェブサイトに実装され、令和8年4月1日以降に新たに掲載される回収の情報については、「GTIN 及び該当するロット番号」が必ず記載されることものであること。

(参考)

回収情報を掲載している PMDA ウェブサイトの URL

(1) 医薬品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/calling-attention/recall-info/0002.html>

(2) 体外診断用医薬品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/ivd/0003.html>

(3) 医薬部外品及び化粧品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/qdrugs-cosmetics/0002.html>

(4) 医療機器

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/devices/0054.html>

(5) 再生医療等製品

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/ctp/0011.html>